平成２４年（フ）第２２６号
茨城県つくば市並木４丁目４番地１　418棟203号
破産者　坂本きみ江
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５１号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番１―411号
破産者　荒木　栄司
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５号
盛岡市材木町２番26―501号
破産者　森田　眞司
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２４６号
盛岡市材木町２番26―501号
破産者　森田　寿子
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６６号
宮城県石巻市貞山２丁目１番10―５号、前住所宮城県遠田郡美里町青生字新鳴瀬13番地２
破産者　平山　俊晴
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県土浦市真鍋２丁目７番15号　アネックス・ベラＡ102、開始決定時の住所茨城県土浦市東真鍋町19番３―501号　ウインドヒル土浦
破産者　上村　安雄
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６６号
埼玉県飯能市大字中居102番地
破産者　森園眞由美
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３号
埼玉県川越市岸町３丁目17番地１　グリーンパーク川越209号室
破産者　明石　達雄
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２２号
埼玉県ふじみ野市苗間495番地23高木ハイツ201、開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福411番地２
破産者　猪鼻　元一
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３４号
埼玉県川越市喜多町２番地６　喜多町ビル501号室、前住所埼玉県川越市野田町２丁目13番地76
破産者　小久保昌美
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５８号
埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目12番23号　セントラルコーポ203
破産者　野澤　暁子
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０６号
埼玉県所沢市小手指元町３丁目22番地の32
破産者　小関　仁志
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８７号
静岡県駿東郡小山町須走112番地の19　富士高原コンドＣ―118
破産者　樋口　雄一
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
神奈川県足柄上郡大井町金子1504番地３
破産者　松原　勝彦
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
愛知県豊明市二村台３―３―１　豊明団地第42号棟第509号室、住民票上の住所愛知県みよし市三好丘あおば２丁目８番地５　コンセール三好ケ丘202号
破産者　日比野洋士
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９３号
愛知県あま市西今宿六反地五117番地　ラポール加藤305号
破産者　西川　祐司
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９６号
名古屋市守山区小幡５丁目11番14号　グランドハイツ喜多山6010号
破産者　平山秀徳こと　平山　秀徳
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００６号
名古屋市中村区東宿町２丁目75番地　アーバンドゥエル中村公園２棟202号、開始決定時の住所名古屋市中村区稲西町123番地の２
破産者　深草　正信
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部